

グループホームすずらん荘

運営規程

(目的)

第1条 この規程は、有限会社ラピネスが運営するグループホームすずらん荘（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護」という）の事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図る事を目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、要介護又は要支援²で認知症のある者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるものを除く。以下「要介護者等」という）に対し、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、介護保険法ならびに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの実施状況の把握及び評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 (1)名称 グループホームすずらん荘
(2)所在地 札幌市厚別区厚別西3条5丁目5-25

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名以上

管理者は、職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に事業の実施に関し法令等厳守させるための必要な指揮命令を行う。

② 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた介護計画を作成する。

③ 介護職員 10名以上

介護職員は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

④ 看護職員 1名以上

看護職員は、医療連携に係る健康チェックや医師との連携等にあたる。

(利用定員)

第6条 利用定員は18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

① 心身の状況に応じた入浴・排泄・食事・着替えなどの日常生活上の介助・支援

② 食事の提供

③ 入浴の提供

④ 趣味嗜好に応じた活動の支援

⑤ 日常生活の中での機能訓練

⑥ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きなどの代行

⑦ 日常的な健康管理

⑧ 入居者または家族に対する相談・援助

(介護計画の作成)

第8条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及びその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。また介護計画を作成又は変更した際には、これ

を利用者及びその家族に交付する。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行い、必要に応じて変更を行う。

(短期利用認知症対応型共同生活介護)

第9条 当事業所は、共同生活住居の定員を超えて1名の範囲内で空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。

2 短期利用共同生活介護の利用は、緊急時の特例的な取り扱いのため短期利用共同生活介護を行った日から起算して7日以内を原則として利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内とする。

3 短期利用共同生活介護の利用にあたっては、利用者の状況や利用者の家族等の事情により介護支援専門員が緊急に短期利用共同生活介護を受けることが必要と認めた者に対し居宅サービス計画において位置付けられていない短期利用共同生活介護を当該短期利用認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

(利用料等)

第10条 本事業が提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護、短期利用共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

- | | | |
|--|----------------------------------|------------|
| ① 居室料 | 1ヶ月 | 48,000円 |
| | (生活保護者 | 36,000円) |
| | (短期利用 | 1日:1,200円) |
| ② 食材費 | 1ヶ月 | 36,000円 |
| | (短期利用 | 1日:1,200円) |
| | (朝食300円、昼食400円、夕食400円、おやつ100円) | |
| ③ 光熱水費 | 1ヶ月 | 18,000円 |
| ④ 維持・管理費 | 1ヶ月 | 10,000円 |
| | (病院等搬送車両費、エレベーター保守及び維持管理費、冬期排雪費) | |
| ⑤ 暖房費 | 1ヶ月 | 4,200円 |
| ⑥ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが
適当と認められる費用 | | 実費 |
| ⑦ 敷金 | 入居時居室料の2か月分 | |
| | 退居時に利用料等の未払い金がある場合や居室の原状回復にかかる費用 | |

に充当し、残額を返還致します。ただし、入居後2年以内の退居に関しては敷金の返還はありません。

2 月の途中における入居又は退居について食材費は提供した分を1日単位で、その他の利用料に対しては月単位で請求、精算する。また、入院や外泊などで7日間以上食事を提供しなかった場合はその7日間を除き、一日単位で計算し返還するものとする。

3 利用料の支払は、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込みによって指定期日までに受けるものとし、支払いを受けた際は、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載した領収書を交付する。

4 維持管理費の使用目的

- ・ 共用施設の修繕費
- ・ 利用者の瑕疵等による補修及び買い替え
- ・ 専用車輛(車椅子積載車輛)メンテナンス料

なお、退居時による返金は致しません。

(入退居に当たっての留意事項)

第11条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者等であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 小人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと
- ③ 常時医療機関において治療する必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらうことがある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と連携し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

4 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と連携を図ることとする。

(入居にあたっての留意事項)

第12条 入居者が指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際に、入居者側が留意すべき事項は次の各号によるものとする。

- ① 入居者は健康に留意するものとし、体調不良の時は直ちに報告しなければならない。
- ② 入居者はホームの施設・設備について、故意又は、重大な過失により、滅失・破損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、

又は相当の代価を支払うものとする。

- ③ 入居者がホームにおいて職員・他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行う行為は禁止とする。

(苦情処理)

第13条 利用者の苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第15条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するのに、必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従事者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対する指針及び業務継続計画(BCP)を作成し、その責任者を定め以下の措置を講じる。

1 別に定めた各計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備、研修や訓練などの非常災害への対策を講じる。

2 業務継続計画に関する計画を策定し、従業者に対する感染症や非常災害の発生時の必要な訓練及び研修を定期的実施する。

3 感染症や非常災害の発生時において事業活動レベルの落ち込みを小さくし、復旧に要する時間を短くすることに努める。

(秘密保持)

第17条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中および終了後、第三者に漏らす事はありません。

- 2 予め文書により利用者又は利用者の同意を得た場合は、前提の規定にかか

ならず、一定の条件の下で情報を提供する事が出来る。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止に関する責任者の選任
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 虐待防止に関する指針の整備及び委員会の設置・開催、研修の実施
- 四 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症予防及びまん延防止に関する事項)

第19条 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 感染症予防及びまん延防止に関する責任者の選任
- 二 感染症予防及びまん延防止に関する指針の整備及び委員会の設置・開催、研修、訓練の実施

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する事項)

第20条 事業者は、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずることとする。

- 一 ハラスメント対策に関する責任者の選定
- 二 ハラスメント対策に関する指針の整備及び指針の周知・啓発
- 三 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備

(生産性向上に関する事項)

第21条 事業所は、生産性向上のために次の措置を講ずる。

- 一 生産性向上に関する責任者の選任
- 二 生産性向上に関する指針の整備及び委員会の設置・開催、研修の実施

(その他運営についての重要事項)

第22条 従業者等の質の向上を図るため、定期的に研修の機会を設ける。

2 事業者はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他

必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(運営推進会議の設置)

第23条 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的とし、設置するものとする。また、会議における活動状況の報告や要望、助言等は記録をし、公表する。

附則 この規程は、平成13年 7月20日から施行する。

附則 この規程は、平成15年10月 1日から施行する。

附則 この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年 4月10日から施行する。

附則 この規程は、平成19年11月 1日から施行する。

附則 この規程は、平成20年12月 1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年 6月22日から施行する。

附則 この規程は、平成22年 8月29日から施行する。

附則 この規程は、平成22年 9月30日から施行する。

附則 この規程は、平成23年11月 1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年 3月 1日から施行する。

附則 この規程は、平成31年 2月 1日から施行する。

附則 この規程は、令和 2年 3月 1日から施行する。

附則 この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は、令和 7年 8月 1日から施行する。